

## 13 特待制度

### ◇特待制度

対象者： ○ 本校卒業生の子女      ○ 本校在学中の学生の姉妹  
          ○ 本校卒業生の姉妹  
奨学金： 10万円   （複数の申請はできません）

### ◇特待制度

対象者： 久留米歯科医師会が実施する歯科助手講習会を受講された方  
奨学金： 受講料相当金額   （4万円を限度）

### ◇特待制度

対象者： 社会人入試 1次受験者  
奨学金： 受験料相当金額

### （1）申請等について

- ◇ 該当入学生に対して、入学式当日に行われる「保護者後援会」総会終了後に、申請用紙等の関係書類を配付し詳細について説明します。
- ◇ 特待制度の適用を希望する入学生は、指定する期日までに申請書及び必要書類等を提出してください。

### （2）審査並びに給付について

- ◇ 各々の特待制度の奨学金は申請書類審査の後、申請者（学生）の指定口座へ振り込みます。

### （3）その他

- ◇ 特待制度の全ての奨学金は返還の義務はありません。